

草の根交流事業「日本の秋」事業実施の際の感染症防止対策（概要）

在ウラジオストク日本国総領事館

令和2年8月

2020年9月～12月まで開催する予定の草の根交流事業「日本の秋」の実施に際し、「日本の秋」認定の各事業に講じる感染症防止対策を以下の通りとする。

1 基本的考え方

オンライン以外の事業においては、以下2（1）に定めるロシア当局の定める防疫措置及び2（2）に定める「日本の秋」事業独自の感染症予防措置に則り、感染症拡大の防止に取り組む。

「日本の秋」への申請事業の主催者は措置を講じることを誓約する旨を明記した申請書を提出する。措置に従っていないことが判明した場合は、認定の取り消し及び場合によっては公表する可能性があることに同意する。

2 講じるべき措置

（1）準拠するロシア当局の定める防疫措置

行事の実施形態に応じ、各申請者がロシア国内の行事実施のガイドラインである露消費者権利保護・福利分野監督庁による勧告及び地方政府による事業の開催条件を確認し、これを十分に遵守した具体的な感染症防止措置を講じる（申請者は各事業が従うべき条件を申請書に明記する）。

本事業への申請以降に地方政府による事業の開催条件や露消費者権利保護・福利分野監督庁の勧告が変更された場合には、変更に基づき事業を実施する。

（2）「日本の秋」事業独自の感染症防止措置

我が国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の骨子でもある「3密（密閉・密集・密接）を避ける」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等基本的な対策を徹底する。

具体的には、原則以下の措置は講じられなければならない（ロシア当局が定める措置と齟齬がある場合には個別に判断する）。

- 消毒剤を使用した清掃を、行事の開始前及び行事開催中は2時間おきに実施する。
- スタッフ及び参加者の検温を行う。
- スタッフ及び参加者の間には1.5mのソーシャル・ディスタンスを確保する。
- 手指消毒剤の使用場所を設置する。
- スタッフ及び参加者は呼吸器の個別防護用具（使い捨てマスク）を着用する。
- 可能な限り頻繁に換気を行う。
- 屋外で実施しない場合には、一度に入場する客数を制限する。

（了）